

下総第2070号
平成31年3月18日

下関市監査委員 小野雅弘様
同 大賀一慶様
同 関谷博様
同 亀田博様

下関市長 前田晋太郎

出資団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に
関する報告に係る措置の通知について

平成30年12月21日付け監査報告第23号により提出のありました出資
団体監査及び指定管理者監査並びに随時監査の結果に関する報告書において、
改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善
措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第
12項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部観光施設課
都市整備部交通対策課

1 出資団体監査

ア 公益財団法人下関海洋科学アカデミーについて

【所管課（観光スポーツ文化部観光施設課）に関する事項】

- (ア) 指定管理者は、他施設との共通券を持参する者を水族館に入館させているが、共通券を水族館の観覧券とみなす手続がなされていない。共通券を観覧券とみなすためには、下関市海洋環境体験施設の設置等に関する条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、共通券を観覧券に相当するものとして市長があらかじめ認める必要があった。主管課は、指定管理者が共通券を観覧券とみなす取扱いを認めるのであれば、共通券ごとに書面で明確に意思決定をされたい。

(改善措置状況)

水族館の他施設との共通券の取扱いについては、現水族館開館当初から、他施設との共通券を持参する者に対して、水族館の観覧券と引き換えて入館させることとしていましたが、現状は水族館の観覧券と引き換えることなく共通券を水族館の観覧券とみなし、そのまま入館させている状態となっていたため、他施設との共通券を持参する者が水族館に入館する際には、必ず水族館の観覧券と引き換えて入館させることを徹底するよう指定管理者に対して文書（平成31年2月12日付下観施第132号）にて通知し、実地において改善していることを確認しました。

2 指定管理者監査

ウ 下関市下関駅南自転車駐車場、下関市下関駅北自転車駐車場及び下関市下関駅原動機付自転車等駐車場について

- (ア) 指定管理者は、自主事業であるレンタサイクル事業用の貸出自転車を指定管理施設に駐車していたが、利用許可の手続等を行われていなかった。指定管理者が自主事業の実施に当たり指定管理施設を利用する場合は、一般の利用者同様に利用の手続を行うべきである。指定管理者は、適切に手続を行われたい。所管課においては、毎月の業務報告等により自主事業の

実施状況を把握することに努め、適切に指導されたい。

(改善措置状況)

上記自転車について、指定管理者の株式会社プランドゥに対し、定期駐車券交付申請書の提出や、所定の使用料（1,500 円/月）及び定期駐車券交付手数料（500 円/台）の納付を行わせ、平成31年2月1日から、該当する17台の自転車すべてを下関市自転車等駐車場条例第5条第1項第1号に規定する定期駐車として取り扱っています。

当該自転車について、施設利用に係る手続きが適切に行われていることを確認するため、定期利用の更新時に交付される定期駐車確認シールの写しを毎月の業務報告書に添付するよう指示し、平成31年1月分の業務報告書を見て手続きが適切に行われていることを確認しました。